



業側 “産別賃金の統一回答できません”

第5回中央港湾団交開催も再決裂

4月7日就労拒否、48スト突入も必至

3月31日の日曜就労拒否行動が整然とおこなわれた後、業側から中央港湾団交開催の申し入れがあり、第5回目の中央港湾団交が4月5日に開催された。業側からの申し出により交渉が開催となったため、何らかの誠意ある修正回答が示されるのではとの期待もあったが、大変遺憾なことに業側からの回答は「産別制度賃金の対応については独占禁止法に抵触するおそれを完全に払拭できないとの結論に至り統一回答できません」というものであった。

組合側からは「大変残念」、「啞然とした」と驚きの声があがるとともに、「労組法上、賃金回答が独禁法の対象にならないことは明らかなことであり、中央労働委員会あっせんの解釈を歪めているとしか思えない。賃金は我々の生存権にかかわる大問題。産別賃金の回答の対象になるのは皆さん（業側）の会社の従業員でしょ。労使交渉で公正取引委員会から摘発された例などただの一件もない」等の抗議の意見が相継いだ。

その後、一旦休憩をとり、その後交渉を再開したが、業側の回答にかわりはなく、交渉は決裂打ち切りとなった。

従って4月7日（日）についても始業時から24時間の就労拒否・荷役阻止を整然と実施していくこととなり、このままでは4月14日（日）、15日（月）についても計48時間のストライキとなることが避けられない情勢となってきた。次回、団体交渉の開催については、全く見通しは立っていない。

全港の組合員の皆さん、そして港湾関係者の皆さんには大変なご心配をおかけする事態となっているが、港湾産別協定の根幹をなす産別賃金制度の崩壊にも繋がりがかねない異常事態となっていると言わざるを得ず、組合執行部一同、苦渋の決断ではあるが徹底的にたたかう以外道は残されていないと覚悟を決めている。従って、4月14日（日）、15日（月）の48時間ストライキについても関係各所のご理解を賜りたいことをこの場をお借りして申し上げます。

港湾関係分会の皆さん、そして全港湾の組合員の皆さん、港湾の諸先輩方が築いて来た港湾産別協定・産別賃金制度を今後も活かしていくため、準備を整え、万全の体制でたたかって行こう！

以 上